優先出資者さまの個人情報に関する利用目的の通知書

優先出資者さま各位



信金中央金庫(以下「信金中金」と略称します。)は、「個人情報の保護に関する 法律」(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、優先出資者さまの個人情報を下記 の利用目的の達成に必要な範囲で利用します。

記

- 1. 優先出資法に基づく権利の行使・義務の履行のため
- 2. 優先出資者さまとしての地位に対し、信金中金から各種便宜を供与するため
- 3. 優先出資者さまと信金中金双方の関係を円滑にするための各種の方策を実施するため
- 4. 各種法令に基づく所定の基準による優先出資者さまのデータを作成する等、優先 出資者さまの管理のため

なお、上記1~4に関わらず、優先出資者さまの特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報)については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日法律第27号)に基づき、配当、剰余金の分配および基金利息の支払等に関する法定書類作成事務においてのみ利用します。

以 上(2016年1月1日改正)